太陽光パネル設置普及啓発事業事業者等登録要領

（目的）

第１条　この要領は、太陽光パネル設置普及啓発事業を実施するに当たり、太陽光発電及び蓄電池システムの製造者、施工店及び販売店の登録等に必要な要件及び手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、用語の定義は、太陽光パネル設置普及啓発事業実施要領（以下「事業実施要領」という。）に定めるところによる。

（自主行動基準等）

第３条　太陽光発電及び蓄電池システムの製造者及び施工店は、登録申請に先立ち、府が示す「モデル自主的な行動基準」を参考に行動基準を届け出なければならない（様式１）。

２　太陽光発電及び蓄電池システムの販売店（以下「販売店」という。）は、登録申請に先立ち、府が示す「モデル自主行動基準」を参考に行動基準の届け出、公示されている又は府が示す「モデル自主的な行動基準」を参考に自主的な行動基準を策定しなければならない（様式１）。

３　第１項及び前項後段の届け出をする場合にあっては、府が大阪府消費者保護条例第12条第２項から第４項までに準ずるもので、消費者との信頼関係を構築し、その利益の擁護及び増進を図るという目的に適合していると認め、公表しなければ、事業者等は登録を申請することができない。

（登録の対象）

第４条　府は、次の各号に該当する太陽光発電システム製造者を登録する。

一　事業実施要領別表の規定に適合する登録太陽光発電システムを有し、この規定に適合し、かつ、漏水対策を施した標準的な設計・施工要領を有すること。

二　前号の標準的な設計・施工要領について、太陽光発電システム施工者へ研修を行い、修了者に施工ＩＤを発行していること。

三　施工店に対し、登録太陽光発電システムの設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な助言及び指導を行っていること。

四　登録太陽光発電システム設置及び太陽光発電システム登録事業者等に関する問い合わせ又は相談窓口を設けること。

五　登録太陽光発電システムの維持保全に係る窓口を有すること。

六　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ロ　大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（登録申請書提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

ハ　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者、または同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ニ　法人にあっては、法人府民税及び法人事業税の滞納者、又は個人にあっては個人府民税及び個人事業税の滞納者

七　本制度による登録事業者の指定を取り消され、又は建築基準法、建築士法、建設業法その他建築に関係する法令に違反し処分等を受けた場合にあっては、その処分等の日から２年を経過していること。

２　府は、次の各号に該当する太陽光発電システム施工店を登録する。

一　営業所毎に、太陽光発電システム登録製造者が発行する施工ＩＤを有する施工者を設置すること。

二　前項第六号及び第七号に該当すること。

三　太陽光発電システム登録製造者が次のイ及びロに掲げる登録太陽光発電システム設置工事実績を確認できること。

イ　過去１年間に工事実績が１件以上あること。

ロ　過去３年間に総数10件以上の工事実績があること。

３　府は、次の第一号から第三号又は第一号、第二号及び第四号に該当する太陽光発電システム販売店を登録する。

一　登録太陽光発電システムの維持保全に係る窓口を有すること。

二　第１項第六号及び第七号に該当すること。

三　太陽光発電システム登録施工店が次のイ及びロに掲げる登録太陽光発電システム設置工事販売実績を確認できること。

イ　大阪府内での過去１年間に販売実績が１件以上あること。

ロ　大阪府内での過去３年間に総数10件以上の販売実績があること。

四　府に太陽光発電システム販売店から前号イ及びロに掲げる事項を証する書面として太陽光発電システム登録製造者が発行する登録太陽光発電システムの保証書の写しの提出があること。

４　府は、次の各号に該当する蓄電池システム製造者を登録する。

一　事業実施要領別表の規定に適合する登録蓄電池システムを有し、標準的な設計・施工要領を有すること。

二　前号の標準的な設計・施工要領について、蓄電池システム施工者へ研修を行っていること。

三　施工店に対し、登録蓄電池システムの設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な助言及び指導を行っていること。

四　登録蓄電池システム設置及び蓄電池システム登録事業者等に関する問い合わせ又は相談窓口を設けること。

五　登録蓄電池システムの維持保全に係る窓口を有すること。

六　第１項第六号及び第七号に該当すること。

５　府は、次の各号に該当する蓄電池システム施工店を登録する。

一　営業所毎に、蓄電池システム登録製造者が規定する施工者を設置すること。

二　第１項第六号及び第七号に該当すること。

三　第２項第三号に規定する登録太陽光発電システム設置工事実績を確認できること。

６　府は、次の第一号から第三号又は第一号、第二号及び第四号に該当する蓄電池システム販売店を登録する。

一　登録蓄電池システムの維持保全に係る窓口を有すること。

二　第１項第六号及び第七号に該当すること。

三　第３項第三号に規定する登録太陽光発電システム設置工事販売実績を確認できること。

四　第３項第四号に規定する保証書の写しの提出があること。

（登録事業者の申請）

第５条　登録を受けようとする事業者等は、太陽光発電及び蓄電池システムの製造者（以下「製造者」という。）にあっては製造者概要書（別紙１－１）及び誓約書（別紙２）を添えて登録申請書（様式２）を、太陽光発電及び蓄電池システムの施工店（以下「施工店」という。）にあっては施工店概要書（別紙１－２）、太陽光発電システム登録製造者確認書（別紙２－１）及び誓約書（別紙２）に、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び府税の納税証明書（未納のない証明書）を添えて登録申請書（様式２）を、販売店にあっては販売店概要書（別紙１－３）、太陽光発電システム登録施工店確認書（別紙２－２）及び誓約書（別紙２）に、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び府税の納税証明書（未納のない証明書）を添えて登録申請書（様式２）を府に申請しなければならない。ただし、太陽光発電システム登録事業者等が蓄電池システム製造者、施工店又は販売店の登録を受けようとする場合は登録申請書及び概要書のみ提出することとする。

（登録証の交付）

第６条　府は、前条の規定による申請を適当と認めるときは、当該事業者あてに登録の通知（様式３）を行い、事業者等登録証（別紙３）を交付する。

２　府は、前項の規定による申請を適当と認めないときは、登録申請却下通知書（様式４）によりその旨を通知しなければならない。

３　登録の有効期間は、登録日の属する年度の翌々年度の３月31日までとする。

（登録事業者等の公表）

第７条　府は、前条第１項の規定により事業者等に登録証を交付したときは、事業者等登録簿（様式５）に当該事業者を登録し公表するとともに、製造者概要書（別紙１－１）、施工店概要書（別紙１－２）及び販売店概要書（別紙１－３）を公表する。ただし、施工店概要書にあっては、別紙様式に非公開と記載している部分については、公表しない。

（登録事項の変更）

第８条　登録事業者等は、第５条の規定により申請した事項に変更があったときは、登録変更届出書（様式６）を正副各１部府に届け出なければならない。

２　府は、前項の規定による届出を受理したときは、事業者等登録簿の内容を変更する。

３　登録事業者等が、第１項の規定による手続きを行わないときは、府は、当該登録事業者等に対して当該手続きの実行を指示することができる。

（登録の更新）

第９条　登録の更新を受けようとする登録事業者等は、有効期間が満了する年の２月28日までに登録更新申請書（様式７）を府に申請しなければならない。

２　府は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、申請者あてに登録更新の通知（様式８）を行い、更新した事業者等登録証を交付するとともに、事業者等登録簿の内容を更新する。

３　府は、第１項の規定による申請を適当と認めなかったときは、申請者あてに登録更新申請却下通知書（様式９）によりその旨を通知しなければならない。

（登録証の再交付）

第10条　登録事業者等は、事業者等登録証を紛失し又は汚損したときは、登録証再交付申請書（様式10）により再交付を府に申請することができる。

２　府は、前項の規定による申請があったときは、申請者あてに事業者等登録証を再交付するものとする。

３　事業者等登録証の再交付を受けた事業者等が、紛失した事業者等登録証を発見したときは、速やかに再交付した事業者等登録証を府に返納するものとする。

（登録の取り消し）

第11条　登録事業者等は、登録を辞退しようとするときは、登録辞退届（様式11）に事業者等登録証を添えて府に届け出るものとする。

２　府は、前項の規定による届出があったとき、又は登録事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者等の登録を取り消すことができる。

一　太陽光発電システム登録製造者にあっては、第４条第１項の要件を、太陽光発電システム登録施工店にあっては、同条第２項の要件を、太陽光発電システム登録販売店にあっては、同条第３項の要件を、蓄電池システム登録製造者にあっては、同条第４項の要件を、蓄電池システム登録施工店にあっては、同条第５項の要件を、蓄電池システム登録販売店にあっては、同条第６項の要件を欠く事情が生じた、又は当該内容に虚偽があったと判明したとき。

二　登録事業者等が、廃業又は破産したとき。

三　登録事業者等が、第８条第３項の指示に従わないとき。

四　登録事業者等が、自主的な行動基準を遵守していないと大阪府が認め、かつ、大阪府の指導に従わなかったとき。

五　登録販売店が、自主的な行動基準を遵守していないと大阪府が認め、かつ、大阪府の指導に従わなかったとき。

六　登録事業者等が、正当な理由なく太陽光パネル設置普及啓発事業を通じて知り得た設置者等の氏名や住所等個人情報を太陽光パネル設置普及啓発事業以外で利用し、又は第三者に漏らしたとき。

七　登録事業者等が、不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき、

八　太陽光発電システム登録製造者にあっては、事業実施要領第４条第３項の、太陽光発電システム登録施工店にあっては、同条第４項の、太陽光発電システム登録販売店にあっては、同条第５項の、蓄電池システム登録製造者にあっては、同条第６項の、蓄電池システム登録施工店にあっては、同条第７項の、蓄電池システム登録販売店にあっては、同条第８項の役割及び責務等に反したとき。

九　登録施工店が登録する際に事業実績を確認した全ての太陽光発電システム登録製造者が登録を取り消したとき。

十　登録販売店が登録する際に事業実績を確認した全ての太陽光発電システム登録施工店が登録を取り消したとき。

十一　前各号に規定するほか、府が登録を取り消すことが必要と認めたき。

３　府は、前項までの規定により登録を取り消しするときは、当該事業者等あてに登録取り消し通知書（様式12）により通知する。

４　府は、事業者等あてに登録取り消し通知書により通知したときは、当該事業者等に弁明の機会を与えるものとする。

５　府は、前項の規定による弁明の機会のあと、事業者等登録簿から消除するとともに、公表する。

６　事業者等は、事業者等登録簿から消除されたときは、事業者等登録証を返納しなければならない。

（登録等に要する費用）

第12条　登録、変更または更新等に要する費用は、事業者等の負担とする。

（その他）

第13条　この要領のほか必要な事項は別に定める。

附則

（施行期日）

１　この要領は、平成24年8月27日より施行する。

附則

（施行期日）

１　この要領は、平成24年9月5日より施行する。

附則

（施行期日）

１　この要領は、平成26年6月10日より施行する

附則
（施行期日）

１　この要領は、平成28年1月12日より施行する。

附則
（施行期日）

１　この要領は、令和元年12月２日より施行する。

附則
（施行期日）

１　この要領は、令和２年12月25日より施行する。

太陽光パネル設置普及啓発事業実施要領

（事業目的）

第１条　太陽光パネル設置普及啓発事業は、府民が安心して太陽光発電及び蓄電池システムを設置できるよう、府が太陽光発電及び蓄電池システムの製造者、施工店及び販売店を望ましい行動へ誘導するとともに、府が定める要件を満たすものを登録及び公表することにより、府民による自主的な太陽光発電及び蓄電池システム設置を普及促進することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　太陽光発電システム　太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成された装置及びこれらに附属する装置の総体をいう。

二　蓄電池システム　太陽光発電システムで発電された電気及び小売電気事業者から購入した電気等を蓄え、繰り返し使用することができる電池及びこれらに付属する装置の総体をいう。

三　太陽光発電及び蓄電池システム　第一号の太陽光発電システム及び第二号の蓄電池システムをいう。

四　事業者等　太陽光発電及び蓄電池システムの製造者、施工店及び販売店をいう。

五　実施事業者等　第十五号に規定する確認書に基づき、次条第二号から第四号に規定する事業を実施する事業者等をいう。

六　太陽光発電システム登録製造者　太陽光パネル設置普及啓発事業事業者等登録要領（以下「事業者等登録要領」という。）第４条第１項に規定する要件を満たす太陽光発電システム製造者をいう。

七　太陽光発電システム登録施工店　事業者等登録要領第４条第２項に規定する要件を満たす太陽光発電システム施工店をいう。

八　太陽光発電システム登録販売店　事業者等登録要領第４条第３項に規定する要件を満たす太陽光発電システム販売店をいう。

九　蓄電池システム登録製造者　事業者等登録要領第４条第４項に規定する要件を満たす蓄電池システム製造者をいう。

十　蓄電池システム登録施工店　事業者等登録要領第４条第５項に規定する要件を満たす蓄電池システム施工店をいう。

十一　蓄電池システム登録販売店　事業者等登録要領第４条第６項に規定する要件を満たす蓄電池システム販売店をいう。

十二　登録太陽光発電システム　太陽光発電システムのうち、太陽光発電システム登録製造者が製造し、別表の規定に適合するものをいう。

十三　登録蓄電池システム　蓄電池システム登録製造者が製造し、別表の規定に適合するものをいう。

十四　設置者　太陽光発電システムを設置する住宅所有者、自治会又は住民団体等をいう。

十五　確認書　実施事業者等が実施する内容を記載し、設置者が確認した書類をいう。

十六　自主行動基準　大阪府消費者保護条例（昭和51年条例第84号）第12条第２項に規定する自主行動基準をいう。

十七　自主的な行動基準　事業者等が府へ届け出、府が大阪府消費者保護条例第12条第２項から第４項までに準ずるもので、消費者との信頼関係を構築し、その利益の擁護及び増進を図るという目的に適合していると認め、公表した行動基準をいう。

 (事業内容)

第３条　太陽光パネル設置普及啓発事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

一　事業者等登録・公表事業　府が前条第六号から第十一号に規定する事業者等（以下「登録事業者等」という。）の登録・公表を行う事業

二　普及啓発事業　太陽光発電システム登録販売店及び蓄電池システム登録販売店（以下「登録販売店」という。）が行う、説明会、相談会等の事業

三　設置事業　普及啓発事業の実施により設置者から依頼を受けて実施する太陽光発電システム登録施工店及び蓄電池システム登録施工店（以下「登録施工店」という。）が行う太陽光発電及び蓄電池システムの事前調査、設計、施工、維持保全その他確認書に基づき実施する事業

四　維持保全事業　設置事業の実施により、登録販売店が行う、維持保全その他確認書に基づき実施する事業

（役割分担及び責務等）

第４条　府は、太陽光パネル設置普及啓発事業の実施にあたって、次の各号の役割及び責務等を担うものとする。

一　府は、府内で利用できる代表的な再生可能エネルギーである太陽光発電システム及び災害時や自家消費の際に効率よくエネルギーを活用できる蓄電池システムの普及啓発に努める。

二　府は、自主的な行動基準に基づき行動する太陽光発電及び蓄電池システムの製造者及び施工店並びに自主行動基準又は自主的な行動基準に基づき行動する太陽光発電及び蓄電池システムの販売店を公募し、一定の要件を満たす者を登録及び公表する

三　府は、登録事業者等に関する情報を管理するとともに、登録事業者等に対し支援、助言及び指導を行う。

四　府は、太陽光パネル設置普及啓発事業に協力する市町村に対し、支援、助言及び指導を行う。

五　府は、関係する市町村とともに実施事業者等に関する情報を管理するとともに、当該市町村と協議の上、実施事業者等に対し支援、助言及び指導を行う。

六　府は、実施事業者等が実施した事業の把握に努める。

七　府は、登録販売店が作成した苦情・問い合わせ一覧を取りまとめ、公表する。

八　府は、実施事業者等が作成した報告書の提出を求めることができる。

２　市町村は、普及啓発事業及び設置事業の実施にあたって、次の各号の役割及び責務等を担うものとする。

一　市町村は、普及啓発事業及び登録販売店を広く住民へ周知する。

二　市町村は、実施事業者等と設置者との確認書の報告を受け、確認書に基づき実施事業者等が行う事業の把握に努める。

三　市町村は、実施事業者等に関する情報を管理するとともに、府と協議の上、実施事業者等に対し支援、助言及び指導を行う。

３　太陽光発電システム登録製造者は、次の役割及び責務等を担うものとする。

一　太陽光発電システム登録製造者は、府民からの太陽光発電システム設置又は太陽光発電システム登録施工店に関する問い合わせ又は相談に対し、関係法令を遵守し、自主的な行動基準に基づき適切かつ誠実に対応する。

二　事業者等登録要領の登録要件を保持する。

４　太陽光発電システム登録施工店は、次の役割及び責務等を担うものとする。

一　太陽光発電システム登録施工店は、府民からの問い合わせ、相談又は依頼等に対し、関係法令を遵守し、自主的な行動基準に基づき適切かつ誠実に対応する。

二　事業者等登録要領の登録要件を保持する。

５　太陽光発電システム登録販売店は、次の役割及び責務等を担うものとする。

一　太陽光発電システム登録販売店は、府民からの問い合わせ、相談又は依頼等に対し、関係法令を遵守し、自主行動基準又は自主的な行動基準に基づき適切かつ誠実に対応する。

二　太陽光発電システム登録販売店は、府民に対し、太陽光発電システムの維持保全に係る窓口を設け、自主行動基準又は自主的な行動基準に基づき適切かつ誠実に対応する。

三　事業者等登録要領の登録要件を保持する。

６　蓄電池システム登録製造者は、次の役割及び責務等を担うものとする。

一　蓄電池システム登録製造者は、府民からの蓄電池システム設置又は蓄電池システム登録施工店に関する問い合わせ又は相談に対し、関係法令を遵守し、自主的な行動基準に基づき適切かつ誠実に対応する。

二　事業者等登録要領の登録要件を保持する。

７　蓄電池システム登録施工店は、次の役割及び責務等を担うものとする。

一　蓄電池システム登録施工店は、府民からの問い合わせ、相談又は依頼等に対し、関係法令を遵守し、自主的な行動基準に基づき適切かつ誠実に対応する。

二　事業者等登録要領の登録要件を保持する。

８　蓄電池システム登録販売店は、次の役割及び責務等を担うものとする。

一　蓄電池システム登録販売店は、府民からの問い合わせ、相談又は依頼等に対し、関係法令を遵守し、自主行動基準又は自主的な行動基準に基づき適切かつ誠実に対応する。

二　蓄電池システム登録販売店は、府民に対し、蓄電池システムの維持保全に係る窓口を設け、自主行動基準又は自主的な行動基準に基づき適切かつ誠実に対応する。

三　事業者等登録要領の登録要件を保持する。

９　実施事業者等は、普及啓発事業、設置事業及び維持保全事業の実施にあたって、次の各号の役割及び責務等を担うものとする。

一　実施事業者等は、確認書に基づき、設置者の合意のもと、普及啓発事業及び設置事業を実施することができる。

二　実施事業者等は、関係法令を遵守するとともに、自主行動基準又は自主的な行動基準に基づき適切かつ誠実に普及啓発事業及び設置事業を行う。

三　実施事業者等は、相談窓口を設置し、設置者からの苦情・問い合わせに適切に対応する。苦情・問い合わせがあったときは、苦情・問い合わせ報告書（実施様式１）を作成し、保管する。

四　実施事業者等は、前号の苦情・問い合わせを四半期毎に取りまとめ、苦情・問い合わせ一覧表（実施様式２）を府に提出する。

五　実施事業者等は、普及啓発事業にかかる活動状況その他必要事項について、活動状況報告書（実施様式３）により府、市町村及び設置者へ報告するとともに、設置した登録太陽光発電システム及び登録蓄電池システムの太陽光発電システム登録製造者及び蓄電池システム登録製造者に設置状況を報告すること。

六　実施事業者等は、設置事業を行うときには、次に掲げる図書を作成し、設置者へ提出し、内容を説明すること。

イ　太陽光発電システムを設置しようとする計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条（太陽光発電システムへの積雪荷重、風圧力及び地震力並びに建築設備に係る技術的基準を除く）、第28条、第35条、第35条の２、第35条の３、第36条、第55条、第56条及び第56条の２の規定並びに第32条及び第61条から第63条までの規定（太陽光発電システム登録製造者が納品する建築設備を除く）の規定に適合する旨の報告書（調査様式）

ロ　イのうち、昭和56年以前の耐震基準で建築された建物にあっては、耐震診断書

ハ　イのうち、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第８条に規定する長期優良住宅建築等計画の変更が必要な場合にあっては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第３号）第８条に規定する添付図書

ニ　蓄電池システムを設置しようとする計画が、建築基準法第32条の規定に適合する旨の報告書（調査様式）

（登録事業者の登録等）

第５条　府は、事業者等登録要領に基づき、太陽光発電パネル設置普及啓発事業の事業者等としてふさわしい能力や実績等を満たす太陽光発電及び蓄電池システムの製造者、施工店及び販売店を登録するとともに、公表を行う。

２　府は、事業者等登録要領に基づき、登録の変更、登録の更新及び取り消し等の手続きを行う。

（実施事業者等の決定）

第６条　設置者は、実施事業者等が実施する設置事業の内容を決定する。

２　設置者は、１以上の事業者等から前項の規定により決定された設置事業を行う実施事業者等を決定する。

３　設置者は、実施事業者等との協議により、実施事業者等の決定後に第１項の規定により決定する事業内容を変更することができる。

（確認書の作成）

第７条　設置者が、前条第２項により実施事業者等を決定したとき、実施事業者等は設置者と確認書を作成する。

（確認書に規定する事業の着手）

第８条　実施事業者等は、確認書の作成後、確認書に規定する事業を実施する。

（苦情・問い合わせの対応）

第９条　実施事業者等は、設置者からの苦情・問い合わせについて、第４条第９項第三号及び第四号の規定に基づき、適切に対応すること。

（活動状況等報告）

第10条　実施事業者等は、活動状況及び設置状況について第４条第９項第五号の規定に基づき、適切に報告すること。

（実施事業者等の変更・取り消し）

第11条　設置者又は市町村は、正当な理由なく実施事業者等が確認書に基づく事業を実施していないと認めたとき、実施事業者等を変更又は取り消しすることができる。

（確認書に規定する事業の終了）

第12条　設置者において、確認書に規定する事業が完了した時点を終了とする。

（その他）

第13条　この要領のほか必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成24年８月27日より施行する。

附則

（施行期日）

１　この要領は、平成26年６月10 日より施行する。

附則

（施行期日）

１　この要領は、令和元年12月２日より施行する。

附則

（施行期日）

１　この要領は、令和２年12月25日より施行する。

別表（第５条関係）　太陽光発電システム及び蓄電池システム登録要件

|  |  |
| --- | --- |
| 設　備　名 | 内　　　　容 |
| 太陽光発電システム |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 太陽電池モジュール | 変換効率 | 太陽電池モジュールのセル実効変換効率が、それぞれ以下に示す数値以上であること。・単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池 13.5%・薄膜半導体を用いた太陽電池 7.0%・化合物半導体を用いた太陽電池 8.0% |
| 構造 | 日本産業規格に適合した認証及び同認証相当の認証を受けているもの |
| 架台 | ・日本産業規格に準拠した設計がなされているもの・太陽電池モジュールを含めて、建築基準法に準拠した設計がなされていること |
| 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器 | 「電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規定（JEAC 8001）」に準拠していること |
| パワーコンディショナ | ・日本産業規格に準拠した設計がなされているもの |
| 保証・メンテナンス | ・メーカー等によるサービス、メンテナンス体制が用意され、国内にアフターサービスの窓口を有するメーカー等の製品であること・太陽電池モジュールの公称最大出力について、太陽電池メーカーによる、出荷後10年以上の保証（公称最大出力の80%以上）がなされていること |
| 工事・施工 | 「電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規定（JEAC 8001）」に準拠していること |
| その他 | ・太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること・低圧系統で連系する場合は、連系保護機能については、「電気設備技術基準の解釈276条」の規定を満足することとする |

太陽電池モジュールの公称最大出力合計値、またはパワーコンディショナ定格出力合計値のいずれかが10kW未満であること建築基準法第20条（太陽光発電システムへの積雪荷重、風圧力及び地震力並びに建築設備に係る技術的基準に限る）、第22条、第32条（太陽光発電システム登録施工店へ納品する建築設備に限る）及び第61条から第63条までの規定に適合すること |
| 蓄電池システム | ア　日本産業規格（JIS）又は一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの、もしくは第三者認証機関により認証されたものイ　蓄電池容量が１kWh以上、17kWh未満のもの |